

務日数ニ対スル給料ノ半額ヲ支給ス但シ四
週同ヲ以テ限度トス

(六) 勤務演習並ニ簡閲吳呼應召者ニ対スル皆勤
賞與ニ関シテ尤ノ如ク定ム

(一) 勤務演習ノ應召者ニ対シテハ特ニ此ノ期間出勤
ト見做ス

(二) 簡閲点呼參會者ニ対シテ其當日ニ限リ出
勤ト見做ス

(三) 第一項ノ勤務演習ニ應召ノ為旅行スルトキ
ハ往復順路ニヨリ鉄道旅行ハ二百哩水路旅
行ハ百哩陸路旅行ハ十二哩ニワキ一日トシ一日
未滿ノ端數ハ之ヲ一日トシ第一項ノ應召期限

ニ算入ス

(四) 第二項ノ簡閲点呼參集者ニシテ入社後第一
回ノ場合ニ限リ現住地ニ於テ參會スル能ハサル
トキハ前項ヲ準用スルコトアルヘシ

四、會社ハ毎年春秋ノ二回適當ノ方法ニ依リ従業員
全部ノ慰安會ヲ舉行ス

五、安治川糸電所ニ於ケル石炭炭賞與金ノ配給方法
ハ同所従業員ニ公表ス

六、期末賞与ヲ従業員全般ニ配給スルコトハ種々ノ
関係ヨリ相当考究尤ヲ要スルモノト認ム

七、大正十年三月ノ給与ニ係ル増資記念分配ニ関
スル株主總會ノ決議ハ既ニ之ヲ公表セリ但シ其分